

○名護市公共下水道接続促進補助金交付要綱

令和2年4月1日

上下水道告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公共下水道への接続を促進し、快適な生活環境の確保、公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化を図ることを目的とし、本市の公共下水道へ接続するための排水設備工事（新築工事を除く。）を行う者に対し、予算の範囲内においてその工事費の一部を交付するものとし、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 補助金の交付を受けることができる者をいう。
- (2) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (3) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する下水道をいう。
- (4) 処理区域内 下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (5) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する工事をいう。
- (6) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (7) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (8) くみ取り式便所 貯留された汚物を後にくみ取る方式の便所をいう。
- (9) 補助対象工事 公共下水道の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り式便所を廃止して行う排水設備工事で申請年度の1月末日までに完了する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う建物の所有者又は居住者若しくは土地の所有者
 - (2) 国、県又は市の他の同様な制度等による補助又は扶助を受けていない者
 - (3) 名護市下水道条例（昭和54年条例第18号）第5条第1項及び第2項に規定する市長（下水道事業管理者の権限を行う市長をいう。以下「市長」という。）の確認を受けている者
 - (4) 市税等を滞納していない者
- 2 建物又は土地の所有者の名義が共有である場合については、共有者のうち1人に補助金を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が認めた場合は、補助対象者とすることができる。
- 4 申請者が第1項第1号に規定する建物又は土地の所有者と異なるときは、当該建物又は土地の所有者から排水設備工事に係る承諾を得ていなければならない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市公共下水道接続促進補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
- (2) 補助対象工事の着手前の写真
- (3) 下水道排水設備計画確認申請書の写し
- (4) 市税完納証明書（提出日の30日以内に発行されたものに限る。）
- (5) 国民健康保険加入者の場合 国民健康保険税完納証明書（提出日の30日以内に発行されたものに限る。）
- (6) 後期高齢者医療保険加入者の場合 後期高齢者医療保険料完納証明書（提出日の30日以内に発行されたものに限る。）
- (7) 被扶養者又は社会保険加入者の場合 健康保険証の写し
- (8) 第3条第4項に該当する場合 建物又は土地の所有者の承諾書（様式第2号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 規則第7条第1項に規定する交付決定通知は、名護市公共下水道接続促進補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の完了後、定められた期限内に実績報告書等を市長に提出しなければならないこと。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第644条に定める善良な管理者の注意をもって補助事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業の全てが完成した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得等した財産には、処分の制限があること。
- (5) その他法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要なこと。

3 規則第7条第2項に規定する不交付決定通知は、名護市公共下水道接続促進補助金不交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(補助事業変更等申請)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する補助事業の変更、中止又は廃止は、名護市公共下水道接続促進補助金交付変更等申請書（様式第5号）により申請するものとする。

2 前項の変更申請の許可は、名護市公共下水道接続促進補助金交付変更等承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市公共下水道接続促進補助金実績報告書（様式第7号）によるものとし、補助事業が完了した日から起算して14日を経過する日までに必要な書類を添え

て、提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の領収証の写し
- (2) 排水設備工事完了届の写し
- (3) 公共下水道使用開始届の写し
- (4) 補助対象工事に係る工事状況の写真（着手前・施工中・完了後）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、名護市公共下水道接続促進補助金確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助金の請求は、名護市公共下水道接続促進補助金請求書（様式第9号）によるものとする。

（交付の取消し）

第11条 規則第16条の規定による決定の取消しは、名護市公共下水道接続促進補助金交付取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（補助金の返還）

第12条 規則第17条の規定による補助金の返還は、名護市公共下水道接続促進補助金返還命令書（様式第11号）により、補助事業者へ返還を命ずることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		金額
合併処理浄化槽を設置している建物	補助対象工事費が5万円未満の場合	当該工事費の額
	補助対象工事費が5万円以上の場合	5万円
単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を設置している建物	補助対象工事費が10万円未満の場合	当該工事費の額
	補助対象工事費が10万円以上の場合	10万円

備考 当該工事費の額が1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。